

彦根藩扶持人の存在形態

——具足師春田家の職分・身分と村社会——

母 利 美 和

はじめに

近世社会においては、ある特定の能力をもって大名家などの御用を務めた「御用達」「御用宿」や「扶持人」と呼ばれる町人や百姓が存在した。これらの者に関する研究では、領主層と領民をつなぐ中間支配機構としての役割・特質に注目した岩城卓二氏らの一連の研究や、領主層の財政面での資金調達や物資調達にあたった御用達商人に関する研究蓄積がみられる。⁽¹⁾しかし、本稿で取り上げるような大名家の「御用」をつとめることで「扶持」を得ていた職人を対象とした研究は数少ない。⁽²⁾

大名家から「扶持」を得ていた具足師については、すでに宮崎隆司氏による奈良在住職人に関する専論がある。そこでは、奈良在住の熊本細川家・高松松平家・越後高田松平家・岸和田岡部家・紀州徳川家から「扶持」を得ていた具足屋（師）が取り上げられているが、とりわけ細川家に仕えた「春田又左衛門」に注目して、その特徴を「御扶持人」であるが、藩士同様に「知行百石」を熊本藩領において拝領していたこと、その役割は藩主の趣向・注文に応えた具足制作だけでは

なく、奈良の有力寺社への「取次」をになっていたことを指摘した。しかし、「御扶持人」であり、かつ「知行百石」を得ることで、「春田又左衛門」がどのような身分的位置づけになるかの言及はない。また、本稿で論じる彦根藩の具足師春田家についても言及があるが、拙稿により紹介した史料をもとに、奈良具足師との関係について述べるのみであり、その身分的位置づけについては全く論じてはいない。

そのため本稿では、彦根藩の「細工御用」を勤めた在村具足師としての春田家の職分の実態と、村社会での春田家の地位の変化にともない生じた争論の分析により、領主の「御用」をつとめる者への藩側の対応を検討する。それにより、「御用」をつとめる「扶持人」の近世社会における身分的位置づけと、その存在意義を考察することを課題とする。

なお、彦根藩における「扶持人」については、幕末期に作成された「彦根藩切米扶持書上」⁽⁴⁾によると、本稿で述べる「細工御用」をつとめたと推測される「御細工人」（十六俵二人扶持）と並記される「御鉄砲方下役」「御用米御蔵手代」「御料理人」「御餌指」「塩噌役」などや、十俵二三人扶持前後の「御勘定人御雇」「大坂御蔵下役」「柳ヶ

瀬口留番」「大洞番人」「所々御山廻り」などが「扶持人」である可能性があるが、その実態は、ほとんど未解明である⁽⁵⁾。

一 春田家の由緒

春田家先祖の由緒 春田家は、江戸時代に彦根藩井伊家の武具御用を代々勤めた具足師である。井伊家に仕える前の春田家先祖の経歴は不確かな点が多いが、元禄十年（一六九七）に春田家五代目六左衛門が彦根藩筋奉行藤田四郎左衛門へ提出した「春田家由緒事書」や春田家八代目幾之助が文化年間に作成した「覚（甲冑武具細工春田家由緒書）」⁽⁷⁾によれば、およそ次のように伝えている。

春田家の先祖は愛知郡平松村（現愛荘町平松）で佐々木（六角）氏頼に「武具奉行」として仕えた「平松家政」を元祖とする。以来、代々佐々木家・織田家・豊臣家などに仕えた。九代目の「平松家明」の時、大和国の具足師「春田石見」⁽⁸⁾の娘を妻に迎えた縁により、「春田伝」の甲冑細工技術を伝授されたという。その後、十代目は「村田弥四郎」を称し、平松村を去り土橋村（現愛荘町石橋）に引越し「武具細工」を行っていたところ、信長の近江進出により御目見えし、「御召具足」の製作を命じられ差し上げた。それにより召し出され、「知行二百石」と山塚村（現愛荘町石橋）に「一町四方」の屋敷地を給わった。ここが、以後代々、後の春田家の具足師としての拠点となる。

「村田弥四郎」の「惣領清右衛門」も安土へ出仕し「御細工御用」を勤めたが、信長の死後は秀吉に任せ、「継目之御朱印」と「江州一ヶ国諸職人役儀之巻物」を拝領したというが、関ヶ原陣の際、朱印は

屋敷とともに焼失した。秀吉から命じられたという「江州一ヶ国諸職人役儀」とは、どのような役儀であるか不明であるが、近江における具足師をはじめとする「諸職人」の頭という意味であろうか。

初代村田弥四郎の井伊家への召出 春田家が井伊家に仕えた時期は、伝存する由緒書により異なる記述が見られる。

まず「春田家由緒事書」では、井伊直政の時、十代目弥四郎の惣領清右衛門が直政に御目見し、「御召領之ためし御具足二領」の制作を命じられたとする。その後、直政の娘婿である松平忠吉（徳川家康四男、清洲藩主）にも紹介され、様具足を持参し、忠吉の御前で披露したという。様具足とは、兜や胴に鉄砲を試射させた甲冑で、当時、鉄砲が中心となる戦法変化の中、銃弾に絶えうる強度を確認したものであった。清右衛門のものは、「玉請能御座候」とみごとに玉を受け留めたため、忠吉から「黄金三枚并呉服」を拝領したと伝える。

もう一つの由緒書「覚（甲冑武具細工春田家由緒書）」では、清右衛門の父土橋四郎左衛門（初め弥四郎）が「慶長年中」に直政にお目見えし、「御召具足」の制作を命じられ差し上げ、「御擬五拾表五人扶持」を下されたとする⁽⁹⁾。

また、明治四年（一八七二）に春田家が彦根藩に提出した「藩士戸籍」⁽¹⁰⁾では、初代を「土橋四良左衛門」とし、召出の時期は慶長十八年（一六一三）とする⁽¹¹⁾。「藩士戸籍」が召し出したとした慶長十八年は、すでに井伊直政が死去し、嫡子直継の時代であり、松平忠吉も慶長十二年に死去しており、「春田家由緒事書」の記事との齟齬がある。

いずれの由緒書も確たる根拠が示されていないため矛盾が多い。しかし、井伊家が慶長六年（一六〇一）に佐和山に入封した後、春田家

の先祖が慶長期に井伊家に召し抱えられたことは共通している。

二代目村田（春田）清右衛門 その後、初代弥四郎の惣領村田清右衛門が大坂の陣に出陣した二代井伊直孝に取り立てられ、後に、母方の系譜に連なる「春田」と改名を命じられたという。

三代目春田堅之丞 しかし、二代目清右衛門が病死したため、若狭小浜藩の京極高次に仕え、知行一〇〇石一〇人扶持を得ていた清右衛門の弟村田堅之丞が召し返され春田家を継ぎ、切米五十俵五人扶持を得て「鍛冶奉行」⁽¹²⁾となり、彦根城下の細工町へ引っ越した。寛永年中には京橋口御門の「御鉄物御用」を命じられ、藩主直孝の「御召具足」を制作した。

四代目春田猪左衛門と伝之丞 しかし、この三代目堅之丞が早世したため、幼少であった猪左衛門（堅之丞の甥、清右衛門子息力）と伝之丞（堅之丞の息男）の二人は、母方の縁筋である大和国春田家で養育された。二人は成人後、細工技術を修得し、のちに大和国高取藩主の植村家政から松平信綱（幕府老中）へ紹介され幕府細工人に召し抱えを命じられたが、元井伊家の扶持人であったこと上申し、旗本石谷十蔵の仲介により井伊家へ召し返されることとなる。猪左衛門は「鍛冶役」、一〇石二人扶持となり、伝之丞は「鎚手伝」として一人扶持を与えられた。その上で、他国細工を許され、三代井伊直澄の御召しの「ためし具足」を命じられたという。

猪左衛門・伝之丞の履歴については、「春田家由緒事書」⁽¹³⁾に「御番具足千領・御旗指之具足七拾二領七十八人衆之甲繕」を命じられ、「拾三年二仕立」たとすること、「寛（甲冑武器細工春田家由緒書）」では、「慶安年中御番具足千領・七十人具足七拾二領」を命じられたとする

ことが共通する記事として注目される。「御番具足千領」とは非常時に備え足軽などへ供与する具足と考えられ、「七十人具足」とは旗指を担う徒士「七十人衆」の具足のことであり、「七十二領」は二領の予備か徒士頭の分を含んでいるのであろうか。いずれにしても足軽などの具足、旗指徒士七十人衆の甲繕いを十三年で仕立てたとし、彦根藩の下級武士の具足整備に大きな役割を果たしていたことが窺える。これら由緒書の記述については、齟齬も多く信憑性が疑われる部分もあるが、なかでも足軽具足制作と彼らの召し出しについては、これを指示した藩主直孝の指令書により裏付けられ、あながち事実無根ではないようである。

彦根藩では、正保四年（一六四七）頃から江戸にいた藩主直孝の指示により、足軽具足や旗指具足の整備を急いでいたことが確認される⁽¹⁴⁾。そのため、慶安四年（一六五一）四月八日には、在江戸の直孝が、国元家老に指示した書下では、次のように指令している。

一 足軽具足下地、南之郡大橋村片之丞^(甥)に申しつけらる旨もつとも候、彼の者、片之丞^(甥)よりためし具足上手の由、重宝なるにて候間、ためし具足申付ためせ七見候而、弥玉うけなと能上手二而候ハ、扶持人に仕置、他国分調候ハ、夫も身過二而候間、仕候様二可被申付、ふち切米之義、重而可被申聞事

「南之郡大橋村」とは「土橋村」⁽¹⁶⁾の誤伝の可能性もあり不明であるが、藩領北・中・南三筋の内「南筋」の村と考えられ、また「片之丞^(甥)」とは、「片」の音が「堅」と通じることから、「堅之丞」を「片之丞」と誤伝したと考えられる。つまり、村田堅之丞の甥の猪左衛門に「足軽具足」の下地制作を命じたことと解することができよう。「具足

下地」は甲冑の金物下地であり、鍛鉄による鍛冶場制作である。

この書下によれば、猪左衛門は、「ためし具足」の技量が、初代村田清右衛門の死後に若狭小浜藩京極家から彦根に呼び戻した叔父村田堅之丞よりも「上手」との情報により、「ためし具足」を作らせ、上手に制作できれば「扶持人」に取り立てることが検討されている。

さらに二年後の承応二年（一六五三）には、細工所において「足軽具足」が三年間で四三〇領が完成したとされ、直孝の子左馬介（井伊直寛）・玄蕃頭（直澄）の「ためし具足」の下地を「春田猪右衛門」に、大和奈良の林久兵衛に具足将束の仕立てを命じ、「猪左衛門弟」（伝之丞、二十七歳）が猪左衛門に劣らず細工をし、奉公したいと望むので扶持人に取り立てることも検討されている⁽¹⁷⁾。

これら直孝の書下の記述は、春田家の由緒書による記述の時期ともほぼ一致しており、おそらく、この大量の足軽具足制作や「ためし具足」を仕上げたことにより、猪左衛門・伝之丞二人の細工技量が認められ「扶持人」に取り立てられたことは間違いないようである。その後両人は、「細工所」において「慶安年中」に命じられた「御番具足千領・七十人具足七拾二領」などを仕上げたものと考えられる。

二 春田家の職分

四代目猪左衛門 春田家は、以後も代々彦根藩の細工御用をつとめ、延宝六年（一六七八）六月二日に四代井伊直興が「御鷹野」に出向いた際、山塚村の春田家の居宅へ立ち寄り、御前で「甲之試し」を矢鳥藤七に命じて「玉二つ」を打たせたところ、「玉請能」とご機嫌の上覧となったという。またその技量が認められたものか、後掲の「春田

家略系図」に示したように、延宝六年頃には、三代目堅之丞の次男である伝之丞の惣領が彦根藩足軽に召し抱えられ、明治維新まで、足軽の家として存続したのである⁽¹⁹⁾。さらに、同八年には、直興が將軍宣下の上使拜命に際して「頬当之下地」を献上することとなった⁽²⁰⁾。

五代目六左衛門 四代目猪左衛門の惣領五代目六左衛門の代には、元禄十年（一六九七）に、直興の「様シ御具足式領」を命じられ、六代目猪左衛門の代には、享保三年（一七一八）に「直惟様御召具足一領」、さらに「直定様御召具足一領」など、歴代藩主の着用具足の制作を命じられた。春田家の伝来古文書の中には、詳細な具足仕様を記した「御召御具足御注文」も見られる⁽²²⁾。

六代目猪左衛門 しかし、その後は着用具足の御用も少なくなり、享保二十年（一七三五）八月には、六代目猪左衛門は「近年御用細工あい務めざるにつき渡世難儀」「若き弟子共細工不鍛錬」のため、「御番具足」など古い品の修繕御用を務めたいと、願書を「御細工所」へ提出した⁽²³⁾。八月二十八日には、家老から細工奉行へ許可が出され、二十九日にまず「久々捨置候細工」の具足一領を渡され、九月九日に修繕を仕上げ提出し、家老「長野重郎左衛門」へ御覧に入れ、「手際よく候」との御意を得ている。これにより「年五領」の繕いを命じられ、十一月十一日には仕上げ、十二月二十九日に銀二九〇匁を下され、翌年二月から「古御番具足二十領」の修繕を命じられた⁽²⁴⁾。

表①は、六代目猪左衛門と七代目堅之丞が、享保二十年から宝暦十三年（一七四三）まで「古御番具足下地繕」の御用を務めた数量・代銀高を示したものである。年により数量・一領あたりの代銀高のばらつきはあるが、宝暦六年（一七五六）に急激に注文数量・代銀高が減

表① 御番具足下地繕の年次別一覧

修繕年	数量	代銀	受注者
享保20年	6	290匁	猪左衛門
元文元年	20	987匁	同上
元文2年	5	386匁	同上
元文3年	3	195匁	同上
元文4年	10	486匁	同上
元文5年	10	469匁	同上
寛保元年	10	395匁	同上
寛保2年	10	382匁	同上
寛保3年	10	351匁	同上
延享元年	5	191匁	同上
延享2年	5	255匁	同上
延享3年	5	320匁	同上
延享4年	5	230匁	同上
寛延元年	5	151匁	同上
寛延2年	5	194匁	同上
寛延3年	5	227匁	同上
宝暦元年	5	230匁	同上
宝暦2年	5	258匁	同上
宝暦3年	5	260匁	同上
宝暦4年	5	260匁	同上
宝暦5年	5	215匁	同上
宝暦6年	2	38匁8分	同上
宝暦7年	5	90匁6分	同上
宝暦8年	3	59匁9分	堅之丞
宝暦9年	3	55匁	同上
宝暦10年	5	83匁	同上
宝暦11年	3	57匁5分	同上
宝暦12年	3	52匁	同上
宝暦13年	3	58匁8分	同上
合計	171		

*「享保二十年御用留日記」(春田55・29)および「宝暦七年御修復御用留」(春田37)をもとに作成。

少している。これは宝暦五年に十代井伊直幸が藩主に就任したことにより始まった財政改革によるものと考えられるが、御番具足の修復が細々でありながらも継続されたのは、具足師としての春田家の技術継承が彦根藩としても重視されたからであろう。

七代目堅之丞 宝暦八年(一七五八)から受注者が変わるのは、同年に堅之丞が親猪左衛門の跡式を相続したためである。安永十年二月に堅之丞が藩に提出した由緒書によれば、堅之丞は、一〇俵二人扶持で御武器御修復細工筋を命じられ、同十年には直幸の京都上使拝命にしたがい、「御咽輪下地」を献上、明和四年(一七六七)に起こった「御細工矢倉」(佐和口多聞櫓)焼失の際には、次のように焼具足の鍛え直しなどを命じられている。⁽²⁹⁾

□五以前(明和四亥年)、御細工矢倉御焼二付、御具足焼失仕候、御用立候分勝り出シ、八十六領出来、出精仕候二付為御褒美米式俵頂戴仕候、猶又手伝分御扶持而壹人ふち頂戴仕候

また、安永八年(一七七九)には、若殿様(井伊直富)の御召具足を制作、寛政二年(一七九〇)十二月には、「御武器御手入御用」をつとめたため「金百疋拝領」、また同四年にも「数年御用出精」により三俵加増され、さらに同十二年にも「御武器御手入御用」により「米札金百疋」を拝領している。

八代目城之助 八代目城(幾・糸)之助は、寛政七年(一七九五)に「親手筋之細工相応」として「壹人扶持」を下され「鎚打役」を命じられ、同十二年に親とともに「御武器御手入御用出精」により「米札金百疋拝領」した。翌享和元年(一八〇一)には、父堅之丞の病死により相続し、十五俵二人扶持となり、文化六年(一八〇九)三月、十一代井伊直中の京都上使の際、吉例の通り、「御咽輪下地」を制作し献上、同八年には、「御番具足」の「新出来」、つまり新調を命じられ、同九年から徐々に具足制作に従事したという。この時期、異国船が日本近海にしばしば渡来し、蝦夷地を襲撃するという状況のなか、

彦根藩では二代直孝以来の密命としての京都守護に備え軍備整備・軍制改革をおこなっていた時期であり、「御番具足」の新調はこうした状勢への対応であったと考えられる。

以後、歴代の記録は由緒書を欠くが、明治四年の廃藩に至るまで、彦根藩の「細工御用」（具足師）としての地位は存続した。

三 春田家の身分と村社会

春田家の身分 彦根藩井伊家の「細工御用」（具足師）を務める「扶持人」という立場は、春田家の屋敷および鍛冶場が存在した山塚村において、どのような身分的位置をしていたのであろう。

「被官」争論 元禄十年（一六九七）には、藩との関係においては「近年御細工御用もござなく候⁽³⁰⁾」という状態となっており、明和四年（一七六七）には、村内での村人と春田家との「被官」関係や春田家への「殿付」呼称をめぐる争論があった。この頃には、村人の中には断絶や移住などで作人の変化があり、春田家との被官意識のないものも現れていたであろう。次の史料は、明和四年十月に、七代目春田堅之丞が、彦根藩の町人代官片木弥次兵衛へ提出した願書である。⁽³²⁾

乍恐以書付御願奉申上候

一拙者儀、御影ヲ以数代奉蒙御厚恩、冥加至極難有仕合ニ奉存候、別而当春宗門御改御帳面へ名字書載申度段御願奉申上候処、願之通被為仰付被下置、重々難有奉存候、然所、此度当月十三日、当村甚右衛門与申者、拙者方へ参り候而申候ハ、今晚村中不残道場へ寄合致、其元被官筋ニ而無之段ヲ対談可致候間、罷出候様ニと申候得共、拙者儀、御細工方御用ニ御当地へ罷越候而其場へ参り

不申候、留守内へ使指越、妻ニ罷出候様二度々申越候得共、留守

之儀ニ而候間、得参り申間敷由返答仕候、然ル所、元同姓伝右衛門与申者方へ呼二指越候得共、伝右衛門儀、折節私弟別宅ニ罷有、喜八与申者并元同姓喜右衛門伴子源五郎与申者、右兩人へ又四郎・善四郎・弥兵衛・甚右衛門、右四人頭取罷在候ハ、村中堅之丞被官之由申候得共、左様之儀ハ壹人も無之間、村中不残左様相心得、此上名字ハ何を名乗候共、又ハ奢ケ間敷儀致候共、何二不寄指図ハ請不申候、向後ハ堅之丞儀平百姓並二候間、堅之丞へ対シ末々之者ニ至迄、殿付者致間敷由申付、此以後、若堅之丞へ殿付ヲも致候者有之候ハ、其者を致方も有之由、右四人申渡し候、依之、右寄合候者共も様々之悪言紙上ニ難尽御座候、夫より于今到り様々悪言申候、右之趣ニ御座候間、何分拙者難相立御座候ニ付、御吟味被仰付、先規之通被官人筋相違無御座段被為仰付被下置候様奉願上候、此段宜被仰上可被下候、以上

明和四年亥十月

春田堅之丞

御代官

片木弥次兵衛殿

願書の主旨は、次の通りである。

明和四年十月十三日、村中の者が道場に寄合、村中の者は春田家に對して「被官筋」ではないことを対談したので、春田家へ道場に出向くよう求めたが、当主堅之丞は「御細工方御用」のため城下へ出ており、留守中の妻も都合がつかなかった。そのため、別宅にいる堅之丞の弟らに對談協議の「頭取」である「又四郎・善四郎・弥兵衛・甚右衛門」の四人が、春田家は村中の者は「堅之丞被官」であると言う

が、そのような者は一人もいない。春田家は名字を名乗り奢りがましくしているが、「何二不寄指図ハ請」けない。今後「堅之丞義平百姓並」として扱い、村中の末々の者まで堅之丞に対して「殿付」呼称をしないと、村中の決議を申し渡した。

その後も、寄合の者どもの「悪言」が続いたため、堅之丞は「何分拙者難相立」と、村人百姓はすべて「先規之通被官人筋」であること、代官へ吟味を願ったのである。

藩からの「細工御用」の減少の一方で、村内での相対的地位の低下は、具足制作を家業としてきた春田家にとっては由々しき問題であったのであろう。春田家は彦根藩の「細工御用」を務め、「春田」の名字を許された由緒ある「扶持人」であったが、村支配を預かる代官へ願書を提出することは、あくまで身分は村居住の「百姓」であり、村内においては職分や小作関係を通じた村人との関係が薄れるにつれ、その村内地位の低下は避けることのできない現実であったのであろう。春田堅之丞からの訴えについて、彦根藩では代官が受理した願書の報告をうけ、筋奉行からは、春田家と村中百姓らの「被官」関係について証拠証文の有無の「御尋」があったとみられ、明和五年五月に次のように返答した。

御尋ニ付乍恐以書付奉申上候

一 当村私被官筋之儀、御吟味被下置候処、証拠印付之書付等無御座候得共、田畑貴請候例ハ無御座、被官筋ニ而無御座候段申上候、

私方ニハ証拠印付之証文取置、元禄年中

御奉行様御吟味之上、御仕置被仰付候段、明白之証拠御座候、後代右躰之違乱出来仕候節之為ニ証文ニも被仰付被下置□と奉存候、

明曆年中御水帳面拾八人之名前御座候内、六人断絶仕候者共、田畑割渡シ無之ヲ幸之申立仕候而、不審之儀奉申上候へ共、此儀者六人之者へ田畑割渡し候書留も無御座、六人之内四人ハ、元禄五年之出入以前ニ断絶仕候、七右衛門義、加兵衛倅子勘兵衛、此兩人、元禄之連印ニハ入候へ共、切米極メ之者故、田畑之割渡し無御座候、自身買求メ御水帳面ニ入申候、其外連印ニ入申候内ニも、仁兵衛・六兵衛杯も右之通之者故、割渡し無御座候、是等者于今相統罷在候、七右衛門・加兵衛跡之儀者、其後断絶仕候旨、村方代々書ニハ載不申候、跡式之儀者別紙奉申上候

右之通ニ御座候ニ付、六人之割渡し無之分不審之書付上候得共、夫々勤方出生之書付別紙を以明白成処奉申上候ニ付、毛頭間違筋無御座候、明曆今元禄五年迄之間之儀ハ、只今いか様ニ被申上候而も難相立儀と奉存候、元禄五年御吟味之上、証文被仰付御吟味相済候処、彼是証拠も無之儀ヲ道理かましく被申上候儀と奉存候、六人之者共断絶候儀、別紙書記奉指上候
乍恐何分右元禄年中之証文等も御座候間、何卒先規之通相立候様被仰付被下置候ハ、難有忝可奉存候、以上

明和五年子

春田堅之丞 印

五月廿二日

御奉行様

まず、村中百姓らは、「被官筋」について奉行から「御吟味被下置証拠印付之書付」などはないが、「田畑貴請候例」はなく、「被官筋」ではないと申し立てているが、私方には「証拠印付之証文」を保管しており、「元禄年中」（元禄五年）に筋奉行が吟味した上で、「御仕置」

を命じられたことは「明白之証拠」がある。この証文は、「後代右牀之違乱出来仕候節之為」のものとして下されたものであるとする。

また、彼らの主張は、明暦年中の「御水帳面」に載せる十八人の名前の内六人は断絶しているが、これら（六人）の者への「田畑割渡シ」がないことを幸いに（「田畑貰請候例」がないと（村中百姓らが）申し立てているのであり、（私は）そのことについて「不審」であると申し上げているのである、と訴える。

その「不審」の理由は、六人の者へ「田畑割渡し」の書留（証文）³³はないが、六人の内の四人は「元禄五年之出入」以前に断絶しており、（その内の）七右衛門と加兵衛の悻子勘兵衛、この兩人は元禄の（出入りの）連印に入っているが、「切米極メ之者」（春田家から切米支給することカ）なので「田畑割渡し」はしていない。自身で（田畑を）買求めて「御水帳面」に記載されている。その他に（出入りの）連印に入っている者の内にも、仁兵衛・六兵衛も「右之通之者」（「切米極メ之者」）なので「割渡し」はなく、現在まで相続している。「七右衛門・加兵衛跡」について、その後断絶したことは「村方代々書」には記録されていないので、「跡式之儀」は別紙で申し上げる。

このように「田畑割渡し」がない六人の事情を説明し、村中百姓らの主張が「不審」であること、また一人ひとりの春田家における「勤方」や「出生」（出自カ）についても別紙に記載した通り明白だと説明し、「元禄年中之証文」なども存在しているので、「被官」関係について「何卒先規之通相立候様」にと返答したのである。

しかし、筋奉行の判断は、「被官」関係は「御吟味之上相分り不申候」、「双方明証出候迄御役所江御預り」、「追々明証出候迄返シ申事仕

間敷候」と、双方とも明確な証拠が出るまで「御預り」となった。³⁴ただし、その際、「尤对堅之丞殿家不敬法外之義不仕、万端相慎、同村之義ニ御座候故、無覆蔵深切ニ可仕候」と、「堅之丞殿」に対して「不敬法外之義」があつたことは認め、今後は慎み、同村のことであり「無覆蔵深切」にすると「請書」を提出している。「殿付」については、「請書」中にも付けられている。

結局、筋奉行は「元禄年中之証文」を「明証」とは判断せず、堅之丞と村人との「被官」関係については決着がつかなかった。その理由は不明であるが、「田畑割渡し」がない六人の事情については、あくまで春田家側の言い分であり、「明証」ではないと判断されたのである。そのため、村内での「被官筋」をめぐる問題はその後もくすぶり続けることになる。

「被官」再争論 享和元年（一八〇一）、山塚村中の百姓らと春田家の間で「被官」関係をめぐる争論が再び起こった。この争論では、春田家は「被官出入」に関する文書を留めた「十通証拠留」³⁵を作成して提出しており、これらの史料から争論の経緯を見てみよう。

争論の発端は、村内にある本願寺道場の建て替えに際し、村中の百姓らが春田家への断り無く材木を調達し、絵図面を作成し、同年二月二日に斧始めの儀式をおこなったことであつた。そのため、春田家が「上様の御威光」により建替を中止させて欲しいと、次のように筋奉行へ訴えた。

春田家は、村中の百姓たちは「私方に久々召仕申し候家来共」であり、春田家の土地から家来たちに「分田畑」を取らせて「別家」させたものたちであり、道場の建替に際しては、「私方へ談合」し、その

上で「上様へ御届、御救免」の手続きを取るべきであると主張した。つまり、道場建替そのものではなく、村中百姓たちが春田家との「被官」関係を無視してことを起こしたことが問題であった。

訴訟の結果は、⁽³⁶⁾山塚村の庄屋以下の村役人が連署し提出した「請書」により判明する。

指上申証文之事

一 当村道場の儀、春田堅之丞自分持之趣、以前書付面ヲ以被仰候得共、自分持道場と申儀難相分候ニ付、一村之道場二何之相違無之段被仰渡奉畏候、然レ共右之道場普請等ヲ初、其方万端取計方、堅之丞へも談合仕、双方得心之上相定メ候様被仰付奉畏候、然上ハ被仰渡候通、双方共急度相守諸事取計可仕候、為後日御請書指上申所、仍而如件

享和元年

酉三月

愛知郡山塚村

庄屋甚右衛門

御奉行様

彦根藩の村方支配を統括する筋奉行の判断は、「被官」関係については一切触れていない。しかし、道場が春田家の「自分持道場」であるか判明しないが「一村之道場」であることは間違いないこと、「道場普請」等を初めとし、村役人は「万端取計方」を堅之丞へも談合し、「双方得心之上相定メ」るようとのことであった。

春田家は、この争論に際して、明暦三年（一六五七）に作成された寛永六年（一六二九）以降の分田畑の記録をはじめ、元禄期に村人が

横目藤兵衛
組頭善四郎

表② 山塚山住居人一覧

住居人	出自
市左衛門	元肥田村より来る
九左衛門	元吉田城主吉田安芸守牢人
貞右衛門・久兵衛	元甲良庄北落村より来る
足輕吉三郎	元矢守村城主之牢人
喜右衛門	大坂上町より来る
小右衛門	元日加田村より来る
弥平次	甲良庄横関村より来る
庄兵衛	元安孫子村より来る
作兵衛好身 作右衛門	元土橋村より来る

* 享和元年「十通証拠留」（春田56）により作成。

春田家の「被官人」であることを示す手形証文、訴訟願書など春田家の地位保全にかかる重要書類十通を、享和元年（一八〇一）に「十通証拠留」として整理したのである。

後掲の表②と表③は、これらをもとに「山塚村住居人」の出自と、春田家が分田畑し別家となった者の一覧である。

まず、表②からは、山塚村の住居人（百姓）の中には、愛知郡の肥田村・矢守村・日加田村・安孫子村・土橋村、犬上郡甲良の北落村・横関村などからの移住者十人が見られ、「元矢守村城主之牢人」であった「足輕吉三郎」や「元吉田城主吉田安芸守牢人」であった「九左衛門」などの「元牢人」も見られ、大坂からの移住者もいた。元禄から宝永期の山塚村の戸数は、枝村である「土橋河田村」を含んで二十八戸、村高は三四八・一四石⁽³⁷⁾である。先述のように、春田家の先祖が織田信長に召し出され、知行二百石と愛知郡山塚村に一町四方の屋敷地を給わったことを踏

まえると、知行二百石の領地の所在は不明であるが、山塚村に領地を拝領したとすれば、村高の内約六割を春田家のもとも所持していたと考えられる。それを前提にみれば、表③に見る分田畑の合計五八、五一石は、春田家の所持田畑からの

表③ 春田家分田畑別家一覧

割渡年代	割請百姓名	田畠分米高
寛永6年	吉三郎	8.5600石
寛永7年	平兵衛	5.9840
寛永8年	市助	4.5780
寛永9年	長三郎	3.2460
寛永11年	九左衛門	7.2266
寛永10年	与右衛門	5.0700
寛永15年	宗右衛門	2.8730
正保1年	◎弥兵衛	3.0410
正保2年	小右衛門	5.1370
正保3年	太郎右衛門	5.6700
正保4年	六左衛門	3.5647
慶安1年	庄兵衛	4.2350
合 計		58.5100

* 享和元年「十通証摺留」(春田56)により作成。

分田畑として十分想定される数字であろう。

これらから推測すると、春田家の先祖が山塚村に具足制作のための鍛冶場を開いた頃、鍛冶手伝いとして仕えた者や小作人の内から、寛永六年から慶安元年(一六四八)まで、分田畑による別家が成立してきた様子が窺える。この時期は、春田家の三代堅之丞が早世したため、子息たち(猪左衛門・伝之丞)が大和国高取の母方で養育されていた時期でもあり、おそらく山塚村における鍛冶仕事が縮小・退転したことにより、鍛冶手伝いの仕事が減ったことや、春田家の生計のために、元家来(被官)や小作人たちに田畑を分与していたことが想定される。

その後、子息たちの井伊家への召し返しや、彦根藩が御番具足を大量発注したことにより、鍛冶手伝いの需要が増え、再び鍛冶場の活況を見たようである。「十通証摺留」中にも、寛文三年(一六五八)の道場運営に関する「村中手形之事」では、村中連判の内筆頭に「道場持主猪左衛門」と記され、山塚村における春田家の位置は格別であった。また、元禄八年(一六九五)に、彦根藩が全家臣・領民から寄進を募った名簿として作成された「大洞弁財天祠堂金寄進帳」の

「山塚村」の記載では、村内で唯一「春田猪左衛門」と名字が記され、彦根藩では、猪左衛門は山塚村在住の百姓身分でありながら「細工御用」をととめる「扶持人」として、名字記載を許す者との認識があったことが確認できる。

しかし、当時の山塚村の庄屋は市左衛門家であり、おそらく表②の元肥田村の「市左衛門」であろう。表③には見られないので、春田家の元被官や小作人ではなく、田畑の所持高は不明であるが、元禄八年頃には、村内百姓としては春田家が必ずしも優位に立っていたわけではない。

享和元年の道場普請をめぐる「被官」争論での筋奉行の裁決は、春田家が提出した「十通証摺留」の内、寛文三年(一六五八)の道場運営に関する「村中手形之事」における村中連判筆頭として署名する「道場持主猪左衛門」の記載は、「自分持道場」であることの証拠として見なさなかつた。おそらく争論では、村内百姓から提出された書類も検討されたと推測されるが、「道場持主猪左衛門」は「村中手形之事」が作成された寛文期の地位を証しているが、その後の道場運営の実態から「自分持道場と申儀難相分」、「一村之道場二何之相違無之」との裁決にいたったと考えられよう。

「村方一統絶交」争論 明和期・享和期の「被官」争論をへて山塚村では、「同村之義二御座候故、無覆蔵深切ニ可仕」「道場普請等ヲ初、其方万端取計方堅之丞へも談合仕、双方得心之上相定メ候」と、同村居住のもの同士、「無覆蔵」「双方得心」を心懸けることを確認したはずであるが、双方の関係はさらに悪化し、嘉永二年(一八四九)には、山塚村の庄屋をはじめとする「村方一統絶交」という事態が生じていた。³⁸⁾

山塚村 庄屋吉兵衛

横目新左衛門

組頭次郎兵衛

清右衛門

善四郎

小右衛門

武右衛門

申候、(中略)

山塚村

頭分連印

(中略)

御願ヲ以右様事済仕難有仕合ニ奉存候、依之御礼御請□奉指上候、
以上

嘉永二年

酉一月

山塚村 庄屋吉兵衛

横目新左衛門

組頭次郎兵衛

清右衛門

善四郎

小右衛門

武右衛門

其方共歩行ヲ以、春田条之介江村方一統絶交致候趣申込、其以来
村方附合不致難渋之趣、条之介及出願、呼出し相糺候処、右共其
村方江川久保与及争論候刻、条之介川久保村へ荷担致候哉二付、
彼是申争、翌日歩行ヲ以、役用之外、以来附合不致段申遣し候義
二而、村一統絶交と申筋二者無之趣申答、右者其方共心底二難度
筋候ハ、幾心も穩二及懸合、如何様共趣意相立候様懸合方可有
之、右躰異様之義申遣候義、役前頭分之者共不似合、自然村小前
二右様之義有之節者被示も可致筈之処、却而右躰之挙動不勘弁之
至、以之外之義、尤村一統絶交と申二者無之趣申立候得共、役前
頭分不殘絶交致候□者、外小百姓二者自然と遠慮致し、就合難致
姿二而者一統絶交二等敷、且条之介義、往昔より住居致し、御領
知後も不相替苗字帯刀御免之者二も候得者礼讓厚く可立交処、其
弁も無之、甚以不束之義、如何相心得候哉
(中略)
右之通り、両様共御察当御利解被仰出、一言之申上方無御座奉恐
入候、全役人頭分共不束二而、是迄心得違仕居候義故、以来之義、
一村同士之儀、条之介殿へ御礼讓相立二和融仕、無覆藏立交り可

この請書が出された要因は、嘉永元年九月に山塚村の庄屋・横目・
組頭など「役前頭分」の者たちが、春田条之助が代官所の水帳吟味に
際して山塚村の枝村川久保村に「荷担」したことであった。山塚村と
川久保村との争論の原因は不明であるが、証拠吟味のため代官所が
「水帳」の吟味を要求した際、川久保村が「水帳」を提出すれば村方
が困惑するため、原本ではなく写本で済ますよう春田条之助が代官に
働きかけたことが、「村方捨置」、川久保村に「荷担」したと非難され
たのである。そのため村中百姓は寄合協議をかさね、同年十月に、庄
屋の使用人である「常吉」を使者として「春田条之介」へ「村方一統
絶交」を申し込んだ。以後、村方からの「悪口雑言」が絶えず、同年
十一月二十九日には、亡くなった春田条之助の娘の葬儀にも「村方不

残」不参という事態となった。その結果、村内での生活に大きな不安を感じた条之助が、元禄五年（二六九三）に村人が春田家の「被官人」であることを示す御奉行手形証文を根拠に、春田家の村内での地位保全を願い「内願書」⁴⁰を提出したのである。

筋奉行は、この「内願書」をうけ、村役人らを出し事情聴取し、次の指摘をおこない彼らを「御察当」した。

まず、村役人らは「役用之外、以来附合不致段申遣候」だけであり「村一統絶交」というわけではないと返答したため、「其方共心底ニ難度筋候ハ、幾応も穩ニ及懸合、如何様共趣意相立候様懸合」ようにすべきであり、「右躰異様」のことを申し込むことは「役前頭分之者共不似合」であるとした。さらに、もしも村の小前百姓にそのようなことがあれば、村役人は説諭もすべき立場である筈が、却ってこのような挙動は「不勘弁之至、以之外」だと断じた。また「村一統絶交」というわけではないと言うが、「役前頭分不残絶交」となれば、他の「小百姓二者自然と遠慮致し、就合難致姿ニ而者一統絶交ニ等敷」と非難した。

また、春田家の身分的立場について、条之助（春田家）は古来から山塚村に在住し、井伊家がこの地を「御領知」の後も「不相替苗字帯刀御免之者」であるので、「礼讓厚く可立交処、其弁も無之、甚以不束之義、如何相心得候哉」と指摘したのであった。

この争論の裁決でも、「被官」関係は全く論点にはなっていない。論点の第一は、村役人としての行動のあり方である。村内での調整役を担うべき者が村在住者との「絶交」を主導したこと、第二に、井伊家の「細工御用」をつとめる春田家の「扶持人」という職分的立場と、

その御用をつとめることで許された「苗字帯刀御免」の者に対する「礼讓」のあり方を問題としたことである。

もちろん春田条之助の「内願書」では、山塚村の百姓は元々すべて春田家の家来（被官）であることを第一に主張しているが、筋奉行は、井伊家の「御領知」以後に進展した百姓自立の経緯を踏まえ、村社会における村役人と村を構成する百姓の役割を重視したのである。その上で、春田家のような「細工御用」をつとめながら、「人別」を村に置く在村「扶持人」や「苗字帯刀御免」の者は、他の百姓同様に身分は「百姓」であるが、たんに具足制作という特殊技能による職分に依りて「扶持」を得る者ではなく、彦根藩の「御用」を果たすべき不可欠な存在として「苗字帯刀」の身分的処遇をうけた者であり、その者に対する「礼讓」のあり方を、村役人と村中百姓に求めたのであった。

おわりに

彦根藩の具足の「細工御用」をつとめた春田家は、井伊家がこの地を領知する以前から山塚村を拠点として具足制作を生業とし、代々佐々木家、織田・豊臣家などに仕え「細工御用」などを勤めた由緒を持ち、井伊家の領知後も、その技能が認められていた。三代目を相続した春田堅之丞は、相続以前は、若狭小浜藩の京極高次に仕えて知行一〇〇石一〇人扶持という「士分」並の処遇を得ており、井伊家への召し返し後も、切米五十俵五人扶持と減少するが、「鍛冶奉行」となるなど、職人としては応分の処遇で迎えられ、京橋口御門の「御鉄物御用」を命じられるなど、近世初期には、武器・武具の需要と、城下町整備が急がれる中、重要な存在として活躍の場があったといえる。

山塚村においても、村内の「道場持主」として筆頭に記されるなど、その地位は格別であった。

しかし、「泰平」が続く中、非常時に備えた具足制作の技量維持は最低限必要であったが、具足注文は次第に減少し、「扶持人」としての処遇も大幅に減少、村内百姓への田畑の譲渡分与などにより、村内での地位は後退せざるを得なかった。そのような状況下で、元禄期の「被官」争論を契機に、明和四年・享和元年・嘉永二年に起こった春田家と山塚村百姓中との争論では、春田家は井伊家領知以前からの村中百姓との「被官」関係を根拠に筋奉行に訴えたが、筋奉行の裁決では、元禄期の「被官」争論以後は、「被官」関係の「明証」がないこと、あるいは「被官」関係を論点としない対応をとっていることが注目される。

筋奉行の判断は、第一に領主と領民の関係において、村役人層が果たすべき役割を問題としていた。藩行政において筋奉行と村中百姓の間を取り次ぎ、中間支配を委任された村役人層の役割は、村を構成する「百姓」の合意形成・融和を図り、村社会の安定・維持を担うことであり、その際、在村する春田家のような「御用」をつとめ「苗字帯刀」を許された「扶持人」についても、「一村同士」、つまり同じく「百姓」身分をもつ村構成員である以上、ともに村社会での融和をはかり、安定・維持につとめるべきであるとの論理であった。

第二に、領主と御用職人など「扶持人」との関係については、領主にとって不可欠の「御用」をつとめ「苗字帯刀」を許され「扶持」が支給される、他の村中百姓とは違い格別な存在ではあるが、身分的にはあくまで村に「人別」を置く「百姓」身分であった。そのため、他

の村中百姓と同様であり「一村同士」たがいに「無覆蔵深切」にすべきであるとした。ただし、「細工御用」を勤め「苗字帯刀御免」の身分であるものに対しては、「村中百姓」は「不敬」があつてはならず、「礼讓」を尽くすべきだとしたのである。

注

- (1) 中間支配に関する研究では、岩城卓二「大坂町奉行所と用達」『日本史研究』三四九号、一九九一年、同「御用宿」(久留島浩編『シリーズ近世の身分的周縁』5 支配をささえる人々) 吉川弘文館、二〇〇〇年)、同「近世の行政・裁判をささえる民間業者―郷宿の役割―」(人間文化研究機構『9-19世紀文書資料の多元的複眼的比較研究』、二〇一二年) などの一連の研究がある。財政・物資調達に関わる御用達商人の研究では、小野信二「御用達石山家について」『日本歴史』三三二号、一九七五年)、同「江戸幕府御用達の研究」(『拓殖大学論集』一三八号、一九八二年)、濱田佳代子「下館藩御用達商人の分析―中村兵左衛門家の場合」(『学習院大学史料館紀要』1、一九八三年)、長谷川和夫「会津藩御用達頭取林家とその勤め方について」(会津若松市史研究会編『会津若松市史研究』(1)、一九九九年)、同「上方における会津藩御用達の活動」(林右衛門光治の場合)『会津若松市史研究』(2)、二〇〇〇年)、同「会津藩と御用達商人との依存関係―御用達頭取林和右衛門光治の場合」(会津若松市史研究) (3)、二〇〇一年)、本間、勝喜「近世後期庄内藩預地の御用達」(『東北公益文科大学総合研究論集』(3)、二〇〇二年)、田中誠二「萩藩の財政と御用達商人」(『やまぐち学の構築』9、二〇一三年)、千葉拓真「近世における藩と都市京都との関係に関する総合的研究」(飯田市歴史研究所、二〇一七―一八年(科研費)、松尾晋一「長崎開港と御用達」『日本歴史』八九五号、二〇二二年) などがある。

- (2) 堤州夫「御用達職人の存在形態―御印判師佐々木家をめぐって」(『地方史研究』48(2)、一九九八年)、宮崎隆司「近世奈良の具足

- 屋に関する一考察―細川家扶持人春田又左衛をめぐって―」（『甲冑
 武具研究』一六九号、二〇一〇年、同年に宮崎隆司「奈良甲冑師の
 研究」（吉川弘文館、二〇一〇年）に改稿し再録 など。
- (3) 『近江 愛知川町の歴史』第三卷 民俗・文献史料編所収、近世
 131・132。
- (4) 『彦根藩井伊家文書』（藤井讓治編『彦根藩の藩政機構』（二〇〇
 三年）に翻刻掲載。
- (5) 彦根藩の地方支配において筋奉行配下の「町人代官」については、
 渡辺恒一「十八世紀後半の彦根藩町人代官制度」（『彦根城博物館研
 究紀要』第八号、一九九七年）の研究、愛知郡川原村に居住し代々
 井伊家の伊勢代参をつとめた「千日道庵」については、拙稿「御代
 参を勤めた千日家」（『近江 愛知川町の歴史』第二卷 近世・近代
 編 第一章 第三節、二〇一〇年）、元禄期から井伊家の刀剣・刀
 装具の調達をになった江戸町人の「中田伝之丞」については、拙稿
 「彦根藩の刀剣・刀装購入について」などがある。「彦根藩切米扶持
 書上」では、様々な役方の「下役」「番（人）」「下番」「中間」「雇
 「小使」「定夫」などと役方名に付された扶持支給の役人が数多く記
 載され、藩行政の最下部での任務を担っていたことがわかるが、こ
 れらの職務実態や身分的位置づけは解明されていない。
- (6) 「春田家由緒事書」（『春田家文書』滋賀大学経済学部附属史料館
 所蔵、『近江 愛知川町の歴史』第三卷 民俗・文献史料編所収、
 近世131）。この由緒書は、猪左衛門までの記事であるため、慶安か
 ら承応期にかけて猪左衛門・伝之丞が井伊家に召し出される際に作
 成されたものと考えられる。
- (7) 「甲冑武具細工春田家由緒書」（『春田家文書』同前所蔵、『近江
 愛知川町の歴史』第三卷所収、近世132）。この由緒書は、元禄十年
 までの記事であるため、後述するように、五代目六左衛門が延宝六
 年に四代藩主井伊直興の鷹狩りの際、御前での甲の「御様し」上覧
 をうけたこと、あるいはその後、元禄十年に直興の「様シ御具足式
 領」の制作を五代目六郎左衛門が命じられたことにより筋奉行に提
 出されたものと考えられる。
- (8) 宮崎隆司『奈良甲冑師の研究』（前掲注（2）参照）では、奈良
 在住の具足屋（師）の中には「春田石見」の記述は見られない。
- (9) この由緒書では、「春田家由緒事書」とは代数表記が異なり、信
 長・秀吉に仕え村田弥四郎を十代目とする点は共通するが、直政に
 御目見えた土橋四郎左衛門（初め弥四郎）を十二代目と記述する。
- (10) 「明治四年彦根藩士戸籍簿」（『彦根藩井伊家文書』彦根城博物館
 所蔵）。
- (11) 歴代は、①土橋四良左衛門→②春田清右衛門→③堅之丞→④猪左
 衛門→⑤六左衛門→⑥猪左衛門→⑦堅之丞→⑧城之助→⑨辰弥→⑩
 庄平→伝平（当代）、と記している。
- (12) この役職は、近世中・後期には見られず、文政十一年（一八二
 八）の「土組付帳」では「御細工奉行」が二〇〜一五〇石の家中
 から任命されている（『新修彦根市史』第六卷 史料編 近世一、
 二〇〇二年）。
- (13) 前掲注（6）参照。
- (14) 「亥五月廿八日書下写」（彦根市史近世史部会編『久昌公御書写―
 井伊直孝書下留』83号、二〇〇三年）では、次のように在江戸の
 直孝から国元家老へ指令される。
 一、足軽具足甲并のほりさし具足注文越候間、かな目老領二付七百
 目在之様二致、只今ハむし以来迄もくい不申候様ニ仕居候而、虫
 つき候ハ、何時成とも仕かへ可申と申候而成程念を入仕候間、左
 様之吟味も仕、注文之通二代いか程可申付旨、京・奈良具足屋ニ
 吟味仕代極、具足や書出し越可申候事
- (15) 「卯四月八日書下写（覚）」（足軽弓・足軽具足等二付）（『久昌公
 御書写―井伊直孝書下留』158号）。
- (16) 春田家の屋敷があった山塚村は、枝村である「土橋河田村」（川
 久保村）とあわせて「土橋河田村」と称されることがある。
- (17) 「巳ノ十一月十一日書下写」（『久昌公御書写』180号）。
- (18) 「明治四年彦根藩士戸籍簿」（『彦根藩井伊家文書』）によれば、明
 曆三年（一六五七）に召し出された足軽で、明治四年には「善利橋
 八丁目」に居住する矢鳥①矢嶋雅太郎（義則）の先祖に四代目「藤

- (17) 「明治四年彦根藩士戸籍簿」(『彦根藩井伊家文書』)によれば、山塚佐右衛門が延宝六年に足軽(善利橋十四丁目)として召し出され、以後、①山塚佐右衛門→②兵右衛門→③伝兵衛→④佐右衛門→⑤常八→⑥佐右衛門→⑦芳右衛門→⑧捨太郎と、代々相続したことがわかる。
- (18) 「乍恐由緒書」(『春田家文書』51)。
 (19) 「春田家文書」20(滋賀大学経済学部付属史料館所蔵)。「乍恐由緒書」(『春田家文書』51)では「直治様御召具足二領被仰付候処、玉数二十八請候」ため、「仕立指上」げ、「御上覧被為遊、手際能出来候而御褒美白銀十枚為御意被下置、頂戴」したと伝える。
- (20) 「春田家文書」(滋賀大学経済学部付属史料館所蔵)中には、藩主など井伊家所用具足の注文書は、いずれも年未詳であるが、資料番号7・28の二点が確認できる。
- (21) 「享保二十年御用留日記」(『春田家文書』55)。
 (22) 「享保二十年御用留日記」(同前)。
 (23) 「東谷智」彦根藩筋奉行の成立と機構改編について(藤井讓治編『彦根藩の藩政機構』彦根城博物館叢書③彦根市教育委員会二〇〇六年)。
- (24) 「乍恐由緒書」(『春田家文書』51)。
 (25) 宝暦十年五月二十九日に、將軍徳川家重の將軍宣下の御礼使者として朝廷への使者を命じられ、九月十五日江戸発足、彦根に立寄り、上京し上使を勤める(『井伊家系譜』(『彦根藩井伊家文書』))。
- (26) 「御城使寄合留帳」明和五年正月十二日条(『彦根藩井伊家文書』)。
 (27) 「乍恐由緒書」(『春田家文書』51)。
 (28) 前掲注(6)参照。
- (29) 片木弥次兵衛は、元文四年から享和元年まで、彦根藩の町人代官として年貢徴収事務、御蔵の管理・出納、蔵入地の百姓公事・出入の吟味、筋奉行への報告などを担っており、この争論でも筋奉行への訴状報告を行ったと考えられる(渡辺恒一「十八世紀後半の彦根藩町人代官制度」(『彦根城博物館研究紀要』第八号、一九九七年)。
- (30) 「乍恐以書付御願奉申上候(村方之者被官筋二付)」(『春田家文書』24)。
 (31) 彦根藩領では、近世中後期には田畑の「永代売渡」による売買事例が見られる。この時期の「田畑割渡し」は、実質的には売買関係であった可能性もあるが、今後の課題としたい。
- (32) 「山塚村庄屋以下連署請書写」(『春田家文書』36)。この史料は、前欠文書であるが、次のように彦根藩からの仰せ付けに対して村役人連署で請書を提出している。
- (33) (前欠)可申候、勿論同村之儀二有之候得者、何角も無覆蔵致し□□随分深切二致し可申事、右者先達而春田堅之丞殿二及争論、御願申上候処、段々御吟味之上相分り不申候二付、右之趣被仰渡、双方明証出候迄御役所江御預り被下置難有奉畏候、追々明証出候迄返シ申事仕間敷候、尤对堅之丞殿家不敬法外之義不仕、万端相慎、同村之義二御座候故、無覆蔵深切二可仕候、若忝人二而も心得違仕候ハ、如何様之御義二而も可被仰付候、為後日御請書奉指上候処、仍而如件
- (34) 「一通証拠留」(『春田家文書』56)。
 (35) 享和元年三月「山塚村庄屋甚右衛門他連署請書」(『春田家文書』17)。
 (36) 「旧高田領取調帳」近畿編(近藤出版社、一九七五年)では、山塚村の項では、山塚村一六四石余、土橋河田村一八三石余と分けて記される。
- (37) 「大洞弁財天祠堂金寄進帳」(『彦根藩井伊家文書』)。
 (38) 「山塚村頭分一統御奉行様江御請書之写し」(『春田家文書』44)。
 (39) 「乍恐内願書」(『春田家文書』47)。

庄屋

横目

組頭

不残

惣代

表④ 春田家歴代の略歴一覧

I家祖代数	仕官代数	姓・名	父子関係	略歴 1	略歴 2
元祖		平松家政			愛知郡平松村に居住。佐々木氏頼の武具奉行。以来、11代目まで、佐々木家、織田家、豊臣家に仕える。
9代		平松家明			甲冑細工を鍛錬し、南都春田伝を受ける。妻は南都春田家娘。
10代		村田弥四郎		愛知郡平松村から土橋村へ出、信長に召出され、御細工命じられる。褒美として山塚土居内に屋敷地を拝領	信長にお目見え、御召具足制作。知行200石、一町四方の屋敷地給わり、今に伝える。
12代	初代	土橋四郎左衛門 (初土橋弥四郎)			慶長年中、直政にお目見え、御召具足制作。50俵5人扶持。
13代	2代	村田(春田)清右衛門	弥四郎惣領	安土へ出仕、御細工御用勤める。秀吉時代継目の朱印、江州一国諸職人役儀の巻物を拝領、関ヶ原陣の際、朱印は屋敷とともに焼失。井伊直政にお目見え、ためし具足2領制作。松平忠吉のためし具足も制作。井伊直孝のためし具足2領も制作し、大坂陣において御召し。	直孝の御召具足制作。大坂陣に御召し。春田と改名を命じられる。
14代	3代	春田(村田)堅之丞	清右衛門弟	京極高次に仕え、知行100石10人扶持。兄清右衛門の死後、彦根藩に召し返され、25石5人扶持。鍛冶奉行となる。ためし具足2領制作。	兄病死のため召し返され、切米50俵5人扶持くださいされ、鍛冶奉行を命じられ、彦根細工町へ引越し、村田堅之丞と称す。寛永年中、京橋口御門御鉄物御用を命じられる。御召具足制作。
15代	4代	春田猪左衛門	堅之丞惣領	父早世のため幼少期は母方実家、大和国春田家で養育され細工技術を覚える。大和国高取の植村出羽守様・松平信綱へ幕府細工人召し抱えを命じられるも、元井伊家扶持人のこと申し上げ、石谷十歳を通じて井伊家へ召し返され、鍛冶役、10石2人扶持となる。御番具足1000領、旗指具足72領、70人衆の甲摺いを13年で仕立てる。その上で、他国細工を許される。直澄の御召しのためし具足を命じられる。直興様、御鷹野の際、居屋敷へ御腰懸、御前にて甲のお試し上覧。直興の御ためし具足を伴六郎左衛門に命じられる。	慶安年中、御番具足1000領、70人具足72領を命じられる。直澄の御召具足制作。直治、京都上使の際、頼当手下地制作。延宝6年6月2日、直治が御鷹野の際私宅へ御腰懸、兜の玉試しを命じられ玉留まり、御感心の御意をこうむる。
		春田伝之丞	堅之丞二男	1人扶持	
16代	5代	六郎左衛門	猪左衛門惣領	元禄10年、直興の御ためし具足制作を命じられる。	直治の御召具足制作。20俵3人扶持。
17代	6代	猪左衛門	六郎左衛門惣領		幼年相続により、10俵2人扶持。成人後、直惟・直定の御召具足制作。直定の京都上使の際、御兜下地制作。その他具足御用・御番具足御用を勤め、5俵加増。
18代	7代	堅之丞	猪左衛門伴		父の鎧打手伝いにより1人扶持。宝暦8年親跡式相続、10俵2人扶持、御武器御修復細工筋命じられる。同10年、直幸の上使に際し、喉輪下地献上。明和4年、御細工所(佐和口多聞櫓)焼失の節、焼具足の鍛え直しなど命じられる。安永6年、若殿様御召具足御用により制作。寛政2年、御武器御手入れ御用。御用出精により3俵加増。享和元年、病死。
19代	8代	城之助(幾之介・条之介)			寛政7年、1人扶持、鎧打役。同12年、御武器御手入れ御用出精。享和元年、親跡式15俵2人扶持。文化6年、直中、京都上使の際、吉例の通り、御喉輪下地を制作献上。同8年、御番具足新出来を命じられる。
20代	9代	辰弥			
21代	10代	庄平			
22代	11代	伝平			

*表中の略歴1は「春田家由緒事書」(「春田家文書」)、略歴2は「甲冑武具細工春田家由緒書」(「春田家文書」)により作成。

【春田家略系図】

